

医 薬 第 9 6 号
令和 2 年 4 月 2 7 日

公益社団法人岡山県医師会長
一般社団法人岡山県病院協会
一般社団法人岡山県歯科医師会長
一般社団法人岡山県薬剤師会長
公益社団法人岡山県看護協会
一般社団法人岡山県臨床検査技師会長
岡山県病院薬剤師会長

殿

岡山県保健福祉部長

血液製剤の適正使用のための対応について

献血事業の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和 2 年 4 月 1 6 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されております。

現時点では、血液製剤の安定供給に支障は生じておりませんが、今後、緊急事態宣言を受けた外出の自粛等の影響により、献血者が減少することが想定され、有効期限が短い血小板製剤や赤血球製剤等について、医療機関への供給に支障を来す可能性があります。

このような状況の下、今般、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会により、別添「新型コロナウイルス感染拡大に伴う血液製剤供給不足に対する緊急提言」が公表されましたので、貴管下関係者に周知いただくとともに、当該緊急提言を踏まえ、なお一層の血液製剤の適正使用に努めるように呼びかけていただきますようご協力をお願いします。

なお、本通知は次のホームページに掲載しておりますので、念のため申し添えます。

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>